

第 1 回盛岡地方裁判所委員会議事概要

第 1 開催日時

10月9日(木)午後2時00分～午後4時45分

第 2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室(5階)

第 3 出席者

(委員・五十音順)

石橋乙秀, 笠川さゆり, 酒井明夫, 澤田正史, 田中康郎, 高橋謙, 鷹嘴紅子
藤原良夫, 松本直子, 丸山仁, 吉田誠一(敬称略)

(主催者側)

田中所長, 池田事務局長, 若松民事首席書記官, 佐々木刑事首席書記官

(庶務)

菊地事務局次長, 照井総務課長, 石川総務課課長補佐, 山口庶務係長, 泉庶務係長

第 4 議事

1 開会の言葉(総務課長)

2 所長あいさつ

委員会の開催に当たり, 田中康郎盛岡地方裁判所長からあいさつがあった。

3 各委員の自己紹介

各委員から自己紹介があった。

4 委員長選出及び就任あいさつ

委員長に田中委員を選出することで了承され, 田中委員長から就任のあいさつがあった。

なお, 委員長の互選に当たり, 次のような意見が述べられた。

委員長には裁判所との連絡などの事務を考え, 地裁所長の田中委員にお願いしたい。

今の委員のメンバーを見ると, 地裁所長である田中委員しかいないと思うが, 所掌事務の「裁判所の諮問に必ず」という点からすると, 諮問をする立場の者が諮問に応じる委員会の委員長をやるのは本来はふさわしくなく, 将来的には, 委員数の増員により地裁所長以外の方をお願いし, 諮問があったときにはどうするかも考えておいてほしい。

5 委員長代理の指名

委員長から委員長代理として高橋委員が指名された。

6 法廷傍聴

盛岡地方裁判所 301号法廷で、道路交通法違反被告事件の法廷傍聴が行われた。

7 盛岡地方裁判所委員会の議事手続について

委員会の議事手続について、庶務担当作成のたたき台（案）に基づき、協議がなされ、次のとおりとされた。

- (1) 委員会は、委員長がこれを招集する。
- (2) 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- (4) 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (5) 委員長は、裁判所職員を委員会に出席させ、その職員に説明又は意見を求めることができる。
- (6) 委員長は、委員会の議決に基づき、盛岡家庭裁判所委員会委員長と協議の上、委員会を盛岡家庭裁判所委員会と合同で開催することができる。
- (7) 委員会は、年複数回開催する。
- (8) 議事は、その概要を各委員に配布するとともに、盛岡地方裁判所ホームページに掲載する。

なお、「委員会の議事の公開」については、庶務担当作成の「委員会は、出席委員全員の同意があるときは、議事の全部又は一部を報道機関に公開することができる。」とのたたき台（案）に対して、次のような意見交換がなされた。

県の委員会・審議会など公的なところは、すべて原則公開である。この委員会についても、誰でも傍聴できる公開を原則とすべきである。この委員会の全部にテレビカメラが回ると発言しにくくなるので、それは委員長が制限でき、頭撮り後は記者の人がいて傍聴しているという公開をイメージをしている。庶務担当から示された案は「公開することができる。」ということで、基本的には非公開と読めるので、これを公開を原則とし、委員の過半数により非公開の議決等があった場合に例外的に非公開にするという形にしていきたい。

開かれた司法ということからすると、公開しないのは、基本的に間違っている。同意は必要であり、委員の中で嫌だという人がいれば仕方ないが、そうでなければ公開すべきである。私たちに必要な議論は、市民として、今まで司法制度そのものが本当に敷居が高かった部分、使い勝手が悪かった部分をどうすれば一番使い勝手良く、敷居が低くなって、私たちの目線で司法が運営されるかというところである。原則公開すべきだという意見があることを頭に置いていただければ、委員の同意があるときは公開すればいいのであるから、原案をそのまま残しておいても結構であるが、このようなことを論議すること自体が、司法制度改革自体が前に進んでいないことを象徴するものであると言いたい。

原則公開で、委員の方の意見があったときは非公開というのがよい。この委員会

は県の審議会とは性格が若干異なると思うが、県の審議会も、昔は報道に対してだけの公開で、しかも途中で出してもらおうということもあった。しかし、現在は、最後まで全部を公開している。この委員会の内容であれば、マスコミの方がずっと残って取材されるような内容でもないので、余り気にする必要はないと思う。

これらの意見とは異なる立場から、以下のような意見が述べられた。

この委員会の設置目的から考えると、裁判所運営に関する自由で率直な意見が出ることを確保しなくてはならない。仮に、テレビカメラが入ったり取材のメモが取られているということになると、自由で率直な意見交換が阻害されないかということを感じる。「事務局だより」の「アンケート結果から」という欄には、委員の中にも「素朴な疑問を提起して、率直に意見を交換したい。」、「裁判制度など勉強していきたい。」といった感想があった。テレビカメラやメモ取材が入ったときに、そういう素朴な疑問や本音の意見を出しやすい雰囲気を作れるのが心配である。ちゅうちょされる方が一人でもおられるのであれば公開しない方がよいと思う。公開は、委員会の透明性という観点から非常に重要であるが、率直な意見、本音の議論の場を確保する要請との調整の問題として考えてみると、委員会終了後に委員長である地裁所長からの記者会見もあり、議事内容の概要も裁判所のホームページに掲載されるということであれば、公開の要請という点は担保されていると考える。

公開について消極だったのは私ではないかと思う。県の審議会などでは、全部公開になっていて、審議会の様子がホームページで肉声で公開される。私は、そのことを審議会が始まる直前に言われて、言葉を間違えるのではないかとか、そういうことに神経質になってしまった経験がある。公開ということで自分の気持ちの中にプレッシャーを感じるものがあつたら嫌だということがあつたので、そのことを裁判所の方にあらかじめお話しした。報道機関の中には、最後まで残る方とほんのちょっとだけ取材して、途中で退席される方とがある。公開であれば、原則として最初から最後までいていただいて、会議の流れというものを理解していただきたいと思った。そうすれば、自分が最初の方に言った言葉も、最後の方には帳尻が合う形になっていることがお分かりと思う。

私は、原案に賛成である。公開されるよりは公開されない方が、自由な意見を言いやすい。例えば、私の立場からすると、公開されれば、内輪の話を率直に言うことはないであろう。内輪の話まで言えるのは、信用できる人たちだけが集まって公開されていないからこそである。今後、議題の内容によっては、あるいは発言の内容によっては、表に出るのであれば言うのはやめておこう、ということにもなりかねない。この案は、非公開にしているわけではなく、全員の同意があるときは公開することができるということである。この委員会の性質上、原則的には公開しないで自由な意見が言えるような雰囲気にしておくというふうな取決めにしておいた方がよい。

以上の意見のほか、次のような意見も述べられた。

どちらの話ももっともだと思うので、折衷案として、1回ごとに、全員に対し、

議題や話し合いの内容の詳細が分かった時点で、公開の是非についてアンケートを採ってはどうか。そうすれば、次の回に話し合う内容いかんにより、「これはデリケートだから、私は非公開でお願いしたい。」と思う方、あるいは「オープンでいいんじゃないか。」とか思う方がおられると思う。また、回数を重ねていくに従って、委員会自体が成熟してきた段階で、オープンにしましょうというふうになるかもしれない。

今の世の中の流れとしては原則公開だろうと考えている。ただ、大切な点は、ここで自由な議論ができるかということであると思う。私は、各委員が持っているイメージやどこに懸念を持っているかという点が微妙に違うという印象を受けている。例えば、ずっとテレビカメラが回っているところで発言するのは、ときどきする、ちょっと心配だ、変な質問をしたら大変だということは確かにある。ただ、そのことと、その後、ここでの議事を社会に明らかにするという事は、別と考える。委員長が取材に対して責任を持って答え、議事概要をホームページに掲載し、委員にも配布するというが、議事概要が公開されるということに抵抗あるという方もおられるかどうか、確認したい。議事概要の公開に当たっては、何々委員が発言したというふうに記載する場面があるが、どなたであるかは別として委員が発言したという形での公開の方法もあると考えている。それでも抵抗があるという方がおられるかもしれないが、この場にカメラがあってときどきするということはないし、おかしな言葉遣いをしたということであれば修正されて記載されるわけだから、私は構わないと思う。読み言葉として整理し、同意を得た上で公開することでよいのではないか。そうすれば、社会に対してきちんと伝わる。ただ、委員長の立場でまとめられると、委員長が大事だと思われることは公開されても、委員が社会に言ってほしかったことがうまく伝わらないという危険性もあると思う。議事概要の公開は、委員名が特定されない形で発言が載るということであれば問題ないと思う。

公開の方法が問題ではないかと思う。委員会が開かれる以上、その全部を明らかにしなければならないと思うが、報道機関に対する公開は、カメラを回すか筆記をして残すかによって、発言の際の言葉や意見が変わってくると思う。カメラが回っていると緊張して、言葉を選んでしゃべってしまうので、議事を公開する場合には、その方法をきちんと決めていただきたい。議事概要については、後できれいにまとめていただけると有り難い。

なお、議事概要の公開については、委員の発言部分を 印など匿名性を持った符号を付けた形で公開することで了承された。

次いで、委員長から議事の公開について次のような説明があった。

- (1) 協議の前提として、この委員会の性格及び設置の際の最高裁判所一般規則制定諮問委員会において議決された確認事項に照らし、一般公開は予定されていないものと理解している。報道機関に公開するかどうかについて協議していただきたい。
- (2) 議事をリアルタイムで取材されると発言内容に制約がかかるという委員がおられる以上、委員会の設置の趣旨からしても、この場で採決をするのもこの委員会の性

格にふさわしくない。この点については、次回に協議していただきたい。

委員会の開催回数については、たたき台（案）の「委員会は、できる限り年複数回開催する」との点について「できる限り」との文言は取ることです承された。協議の際の発言要旨は以下のとおりである。

この委員会は、司法改革の大事な時期に裁判所が直接県民等の話を聞いて議論をする大切な委員会であるから、開催回数は年４回くらいにしていいただきたい。原案の「できる限り」は逃げの言葉であり、取っていただきたい。

日程は、裁判所が年間日程を計画する際に最低２回はあらかじめ組み入れていただき、緊急のときには、逐次１回ずつ入れていただくのがよい。

事務的に開催が可能であり、委員会の内容が形がい化しないということであれば、「できる限り」の文言を取ってしまってもよい。

たたき台（案）に賛成する次のような意見も述べられた。

中身の濃い議論をすることが肝心であるから、議論のための準備活動をし、この委員会で検討し、それをフィードバックするのにどのくらい時間がかかるかという点がからんでくると思う。「できる限り」というのは、最高裁判所一般規則制定諮問委員会において議決された確認事項で用いられている文言であると理解しているが、できる限り複数回ということにし、その時々の実情に応じて次回期日を指定するということがよい。

委員長から法廷傍聴の感想などを伺いたいとの発言があり、以下のような意見が寄せられた。

検察官が何かを読み上げていたが、文書が長くて切れ目がはっきりせず、何を言っているのか分かりにくい。

検察官の冒頭陳述は、通常書面にしたものを読むことになるので、書面を見ている本人、弁護士、裁判官は分かると思うが、確かに聞いている者には分かりづらいところがある。もう少し簡潔にしてもよい。

事故の場所についての説明が長すぎる。最初の１回だけは「町何丁目何番地のどこそこ」という説明があってもよいが、何回も同じ住所を挙げられるとフォローできない。殺人事件や青少年犯罪であれば格別、今回の裁判では、それらが直接必要であるとも思われない。

率直に一般論を言えば、まず、開廷時間をきちんと守らない裁判官がいる。また、裁判長と検察官、弁護士は書面を見ているから分かるが、傍聴席の者には早口で、何を言っているのか分からないケースが、以前は結構あった。今日は、弁護士の声が低くて、傍聴席からは、よく分からなかった。分かりやすく訴訟活動をしないと、傍聴しても意味がない。

8 次回意見交換テーマの選定について

庶務担当から、１「裁判所は身近に感じられますか。」、２「裁判は、時間がかか

ると思いますか。」の二つのテーマがたたき台（案）として報告され、次回は1のテーマを協議することです承された。

なお、次のような意見が述べられた。

身近な裁判所のテーマの一つとして、司法過疎の問題を取り上げていただきたい。委員の中に、司法過疎の地域つまり沿岸部、県南、県北から出ている委員が一人もいないので、いずれ委員として出していただき、司法過疎の問題について生の声を聴いていただきたい。支部に裁判官が月に一、二回しか行っていないといった現実やどれだけ事件をやっているかということを経験者にも分かっていただき、今後の課題を議論していただきたい。

9月ころの新聞記事にアンケートが載っていたが、司法に対するイメージとして、「1割以上の方が司法は権威的でおっかない」というものであった。そういうイメージでとらえられていることについて内部の方はどう思われているのか、純粋な誤解なのか、分かる部分もあるのか、どうしてそういうことが起きるのか、といったことをお聞きしたい。

委員長から、(1)及び(2)の発言があり、了承された。

- (1) 次回のテーマについては、協議に当たり参考となる資料を庶務担当に用意させたい。
- (2) 「裁判所は身近に感じられますか。」というテーマは、地裁のみならず家裁に関してもその運営にとって共通するところがある。家裁委員会も同じようなテーマを選んだ場合には、合同開催の方向を考えたい。さらに、第3回地裁委員会を9月ころに開催したい。

9 次回委員会の開催期日について

平成16年2月ないし3月中に開催することです承された。

第5 閉会あいさつ（田中委員長）

第6 閉会